

巻頭言

—教員の資質向上に向けて—

日本高校教育学会理事 戸塚忠治

この3月末日をもって定年を迎えた。校長職の重責を離れたことによる安堵感より、それまでの生活が一変したことに4月のひと月間は大きな戸惑いがあったことも事実である。さいわい、私立大学で少し教員育成のお手伝いをする事と、地元国立大学の教職課程で週一回の講義を受け持つことになった。講義の内容は教育課程と教育の方法であるが、対象が初等教育であることから、六十歳の手習いに悪戦苦闘しているところだ。

最初の講義で教師の条件として、教職に対する強い情熱を持つこと、教育の専門家としての確かな力量を備えること、総合的な人間力をつけることなどを伝えるとともに、学生に「教職は専門職であるか」を問うてみた。ほとんどの学生が専門職であると答えた。かつて「教師＝専門職論」で読んだ、長期の専門的な育成期間を必要とすることや具体的な倫理綱領を持っていることなど、M・リーバーマンの7つの定義を示し、専門職の代表例としての医師や弁護士と教職との違いについて触れた。授業後の学生のコメントペーパーには、「やはり教員は専門職である」、「専門職であると言ってほしい」という言葉が何人かからあった。「半専門職」という言葉でいきなり学生の出鼻をくじいてしまった感がないでもないが、教職を目指す学生の熱い思いを感じた。次の時間に、医師は常に最新の医療技術や薬品に関する知識を学び、即、診断や治療に活かしている。弁護士や裁判官は幅広く資料を集め、新たな法律や判例を学び、それらを適用し紛争の解決に当たっている。教員は新しい指導技術や教育理論を研究し、子どもの成長のために役立てなければならない、そうした自らの専門性を高め教育に当たる使命と責任があることを強調した。

昨年、教員養成関連の3つの法案が成立した。大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築することが趣旨である。教員のキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定すること、教育委員会と大学による協議の仕組みを整備すること、国としての支援の拠点を整備することが提言され、教育公務員特例法の改正では、校長および教員の資質向上に関する指標の全国的整備、教育委員会と大学等による協議会において指標の整備と教員研修計画を策定すること、10年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図ることなどが謳われている。これまで初任者研修や10年経験者研修など点として行われてきた研修を養成段階から教員の経年と職階に応じ線として実施することと付けるべき力を明確にすることで、学び続ける教員を制度化したものである。昨年、静岡県では教育委員会と校長協会が連携して、「新任学年主任連絡会」を行った。高校および特別支援学校で初めて学年主任になった教員を対象とした研修である。教務主任や進路指導主事などの研修は教育センター主催で行われてきたが、学年主任の研修は初めてだ。学年主任の職務は多岐にわたるが、学校経営の要を担う教員の研修の機会がなかったことが不思議なくらいである。これを機会に柔軟な視点で教員研修計画を作成してほしいと思う。

急速な科学技術の進展と社会の変化に対応した教育を行うための力量の獲得、また教員の年齢に対応し計画的にリーダーを育成するために今回の法改正に期待する。それとともに教員自らが常に主体的に学び、高い研究能力と実践力を身に付け教員としての専門性を高めていってほしい。本学会はそのための発表の場、情報交換の場のひとつであることを再確認したい。